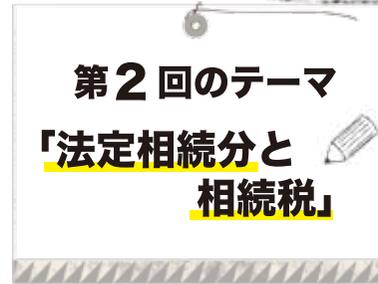


備えて安心！ 相続の「キホンのキ！」

平成27年1月1日より、相続税の改正でにわか
に脚光を浴びる「相続」。でも、わからないことが多
い「相続」。難しいからと嫌わないで、まずは「キホ
ンのキ」から親しみましょう♪



Vol.2

Q：「法定相続分」って何のことですか？

A：まず、相続があった時の「財産」は「一定の人たち」「相続人」が引き継いでいくんだってことは、お話ししましたね。その時「誰がどのくらい」「引き継ぐのか」というのを、仮に法律で決めてあるんです。それを「法定相続分」といいます。

Q：じゃ、その「法定相続分」ってどのくらいなんですか？

A：いくつか例を挙げてお話ししましょう。亡くなった方をAさん(男性)としましょう。【表1】

- ①奥さんとお子さんが相続人の場合
奥さんが2分の1、お子さんが2分の1の割合で分けます。お子さんが数人いる場合、2分の1の相続分をお子さんで平等に分けます。
- ②お子さんがおらず、奥さんとご両親が相続人の場合
奥さんが3分の2、Aさんのご両親が3分の1の割合で分けます。
- ③お子さん、Aさんのご両親がおらず、奥さんとAさんのご兄弟が相続人の場合
奥さんが4分の3、Aさんのご兄弟が4分の1の相続分をご兄弟で平等に分けます。

Q：そうそう、相続には「相続税」という税金がかかるって聞いたんですが。

A：そうですね。財産を引き継いだからといって、喜んでばかりはいられませんよ。「相続税」は、簡単に言うと、相続が発生してから十ヶ月以内に申告して支払わなければいけない税金です。

Q：十ヶ月以内って、結構期間があるんですね。
A：いやいや、そうとばかりも言ってもらえませんよ。

遺言があったり、遺族内でお話し合いがまとまっているなら大丈夫かもしれませんが、十ヶ月はむしろあつという間です。

Q：「相続税」って全員にかかるんでしょうか？

A：相続税には「基礎控除」という考え方がありません。【表2】に当てはめて計算した基礎控除よりも相続財産が少ない場合、相続税はかかりません。ただ、この基礎控除の額を超えた財産を相続した場合、その額に対して相続税がかかります。相続税の税率の表を掲載しておきますので、参考にしてくださいね。

【表1】



【表2】 相続税の速算表 ※平成27年1月1日以後の場合

法定相続分に不応する取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円以上	55%	7,200万円

FBページ・ブログ



詳しくはお気軽にお問い合わせください！

第3回のテーマ

「遺言・エンディング
ノートのおすすめ」です！
お楽しみに



吉村征一郎先生

PROFILE

長野県上田市生まれ。富山大学経済学部経営法学科卒。富山大学を卒業した後、オーバードホールで舞台技術の仕事に就く。その後、不動産業に転職。現在は独立、不動産業と行政書士の業務を行う。37歳。



行政書士事務所 Stepup
076-482-5489

住所：富山県富山市東町一丁目5番地8クリスタルビル101号室
Mail：stepup@fudousan.ne.jp
HP：http://www.fudousan.ne.jp/stepup/

